

## 意見書

令和4年1月27日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号：

〒105-0012

住所（所在地）：

東京都港区芝大門二丁目1番16号

MFビルB1階（株式会社イーサイド内）

団体名：

一般社団法人IPoE協議会（会長 石田慶樹）

連絡担当者：

一般社団法人IPoE協議会 事務局

電話番号：

03-6435-8789

メールアドレス：

contact@ipoe-c.jp

「接続料の算定等に関する研究会 卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

該当箇所	意見
<p>○ 具体的には、指定卸役務については、<u>指定設備設置事業者が誠実に交渉の席に着き、協議に応じることを担保するため、指定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、正当な理由のない限り指定卸役務を提供する義務及びそれを担保する措置</u>  <u>指定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、料金の算定方法その他協議の円滑化に資する一定の事項について、卸先事業者の求めに応じて卸先事業者情報を開示する義務及びそれを担保する措置</u>を設けるべく、<u>電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正を行うことが適当</u>である。</p>	<p>この2つの措置について基本的に賛同いたします。</p>
<p>○ なお、<u>固定において、参入後の協議の在り方について、特に卸先事業者から、実質的に「通知」になっている、NDAの問題もあり団体協議が成立していない、との意見もあったことから、これらの点も含め、引き続き検討することが適当</u>である。</p>	<p>NDAの問題により団体協議が成立していない状況があるとの主張もありますが、一方でNDAは双方向性を持ち、卸先事業者間でも相互に秘匿したい情報を守るためにも有効な場合もあり、広く一般に開示可能な情報ではないため、NDAにおける開示請求の項目を利用して開示範囲を広げることを試行してみようことを検討の中に含めていただくことを提案いたします。</p>
<p>○ これら新たな制度を導入しつつ、その後の<u>指定卸役務の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当</u>である。</p>	<p>新たな制度において、指定卸役務の低廉化・提供条件の柔軟化を進めるにあたって、卸先事業者の規模や取引額によって不公平な取り扱いが発生する可能性がないように慎重に検討していただくことを求めます。また、卸先事業者間で卸元事業者への要求に関して意見の相違や場合によっては矛盾が発生する可能性が想定されますが、その際にどのように解決するかについても検討に含めていただくよう希望します。</p>